

雇用保険の手続きに御来所される皆さまへお願い

～4月の混雑緩和に御協力をお願いします～

4月中旬までは、資格喪失届と離職票の発行を優先していただき、4月採用者の資格取得届等の提出は、4月21日以降にお願いいたします。

電子申請の御利用を御検討ください

電子申請はこちらから  <https://www.e-gov.go.jp> (e-govポータルサイト)

例年4月は、資格取得、資格喪失、雇用保険被保険者離職証明書、雇用継続給付の申請等の届出が集中することから、多くの待ち時間が発生しております。

新型コロナウイルスの感染拡大防止、待ち時間の軽減等のため、4月については混雑の分散化に御協力をお願いいたします。

令和2年1月より窓口での受付時間は16時までとなっておりますので、窓口でのお手続きは16時までにお越しくください。

また、郵送による申請につきましても、窓口業務との平行作業となるため、通常よりもお返すするまでにお時間がかかります。

主な届出、申請の期限は以下のとおりです。

資格取得届の提出日が、資格取得日の翌月10日を過ぎた場合は、確認資料が必要となりますので御注意ください。

資格喪失届	資格喪失日の翌日から10日以内
資格取得届	被保険者となった日の属する月の翌月10日まで
高年齢雇用継続給付	支給申請月の末日まで
育児休業給付	支給対象期間末日から2か月を経過する日の属する月の末日まで

御迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。